

恵庭中学校 父母と先生の会規約

第1章 名称と事務局

第1条 この会は「恵庭中学校 父母と先生の会」といい、事務局を同校内におく。

第2章 目的と活動

第2条 この会は、父母と先生が協力して、家庭・学校および社会における生徒の幸福と健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 家庭と学校の緊密な協力によって、生徒の生活の善導につとめる。
2. 生徒の生活環境の改善につとめる。
3. 会員相互の研修につとめる。
4. その他、目的達成に必要な活動。

第3章 会 員

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

1. 恵庭中学校に在籍する生徒の父母、または、これに代わる保護者。
2. 恵庭中学校の教職員。

第5条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務をもち、総会で決定した会費を納める。

第4章 機 関

第6条 この会の運営のために次の機関をおく。

1. 総 会
2. 役員会

第7条 この会の運営に必要と認められるときは、特別委員会をおくことができる。

第8条 特別委員会の組織・構成ならびに業務は、細則による。

第5章 総 会

第9条 総会はこの会の最高決議機関であり、定期総会、臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎月4月に開催し、次のことをおこなう。

- (1) 年間行事計画ならびに収支予算の審議決定。
- (2) 年間行事の経過報告ならびに収支決算の承認。
- (3) 役員ならびに会計監査委員の選出と承認。
- (4) その他必要事項の審議、承認ならびに決定。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上の請求があったときに開催する。

第10条 総会は出席議員をもって成立し、賛否は出席議員の過半数で決定する。

第6章 役員会

第11条 役員会は必要に応じて開催する。構成は細則による。

第7章 役 員

第12条 この会の役員ならびにその定数の上限は、次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名
3. 事務局長 1名
4. 事務局員 2名
5. 会計 2名

第13条 役員は総会で選出する。選出の方法については細則による。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第15条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 会 長 (1) この会を代表し、会務を総括する。
(2) 総会、運営委員会、役員会を招集する。
2. 副 会 長 (1) 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長 (1) 事務局を構成し、事務を行う。
(2) 会務および対外機関との連絡調整をする。
4. 事務局員 (1) 事務局長とともに事務を処理する。
5. 会 計 (1) 予算に基づいて、いっさいの会計事務を行う。

- (2) 決算の報告をする。
- (3) この会の財産を管理する。

第16条 役員は、会計監査委員を兼ねることはできない。

第8章 会計監査委員

第20条 この会の会計を監査するために、2名の監査委員をおく。

第21条 会計監査委員は、総会で選出する。選出の方法については細則による。

第22条 会計監査委員は、定期または臨時にこの会のいっさいの経理を監査し、総会に報告する。

第23条 会計監査委員の任期は、役員と同様にする。

第9章 会計

第24条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第25条 この会の経費は、総会の決定による予算に基づいて行われる。

第26条 この会は、必要に応じて特別会計をもつことができる。

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

第10章 付則

第28条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて役員会の決議を経て定める。細則を制定または改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第29条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第30条 この規約は平成元年4月15日から実施する。

昭和22年7月28日	制 定
昭和34年2月27日	一部改正
昭和40年4月25日	一部改正
昭和43年4月21日	一部改正
昭和46年4月 1日	一部改正
昭和48年4月 2日	一部改正
昭和50年4月12日	一部改正
昭和59年4月14日	一部改正
平成 元年4月15日	一部改正
平成28年4月23日	一部改正
令和 8年4月24日	一部改正

細 則

(特別委員会)

第1条 特別委員会の組織・構成ならびに任期は、次のとおりとする。

1. 委員は、役員会で選出し、会長が委嘱する。
2. 委員の役職及び定数は、役員会で定め、選出は委員の互選による。

(総 会)

第2条 総会の議長は、総会で選ぶ。

(役員会)

第3条 役員会の構成は、役員、会計監査委員ならびに、役員会が必要と認めたものとする。

(役員を選出と就任)

第4条 次年度の役員選出は公募とする。

第5条 公募によって新役員が定数に満たない場合、役員候補者推薦委員会を設置する。役員候補者推薦委員会で候補者を推薦する場合は、あらかじめ、被推薦者の同意を得なければならない。

- 第6条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。この場合、役員会がこれを決める。
第7条 会長以外の役員並びに会計監査委員に欠員が生じたときは、役員でこれを補する。
第8条 補された役員並びに会計監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第9条 会長は、この会の事務処理上必要と認めたときは、係を指名することができる。

(役員候補者推薦委員会)

- 第10条 役員ならびに会計監査委員候補者選定のために役員候補者推薦委員会を設置する。役員代表と事務局代表で構成し、それぞれ若干名とする。

(その他)

- 第11条 慶弔に関する事項および感謝状贈呈基準は別に定める。

(付 則)

- 第12条 この細則は平成元年4月15日から実施する。

平成22年4月17日	一部改正実施
平成24年4月21日	一部改正実施
平成28年4月23日	一部改正実施
令和 8年4月24日	一部改正実施

申し合わせ

(慶弔に関する事項)

1. 弔慰金
 - (1) 会員死亡のとき 5,000円
 - (2) 生徒死亡のとき 5,000円
2. 餞 別
 - (1) 教職員の餞別は廃止する。
3. その他、必要があるときは、役員会が決める。

(感謝記念品贈呈基準)

4. 役員、各委員長・部長がその職をはなれ、在籍する生徒がいなくなったとき。

(役員候補者推薦委員会の定数)

- ①役員代表 若干名 ②事務局 若干名